

令和7年度 全国安全週間 宇都宮地区産業安全大会

「労働災害の現状・対策及び熱中症対策改正について」

栃木労働局 宇都宮労働基準監督署

安全衛生課長 長田 淳一

令和7年度 全国安全週間実施要綱

●令和7年度スローガン

『多様な仲間と 築く安全 未来の職場』

●期 間

7月1日から7月7日まで
(6月1日から6月30日までを準備期間)

●実施者が継続的に実施する事項

1. 安全衛生活動の推進

○経営トップによる統括管理、階層別の安全衛生教育・RA等の実施、4S活動等

2. 業種の特性に応じた労働災害防止対策

○機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ防止（製造業）

○足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用等（建設業）など

3. 業種横断的な労働災害防止対策

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策等

⇒【昨年との変更箇所】熱中症強化対策（改正労働安全衛生規則）

1

宇都宮監督署管内の

労働災害発生状況について



厚生労働省

栃木労働局

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

全産業における労働災害の発生状況〔R 6：宇都宮監督署〕

●令和6年（確定値）の全産業における労働災害の発生状況

・全産業労働災害発生状況（確定値）・・・616件（対前年比 **+15件**）

死亡災害・・・3件（対前年比 **-3件**）

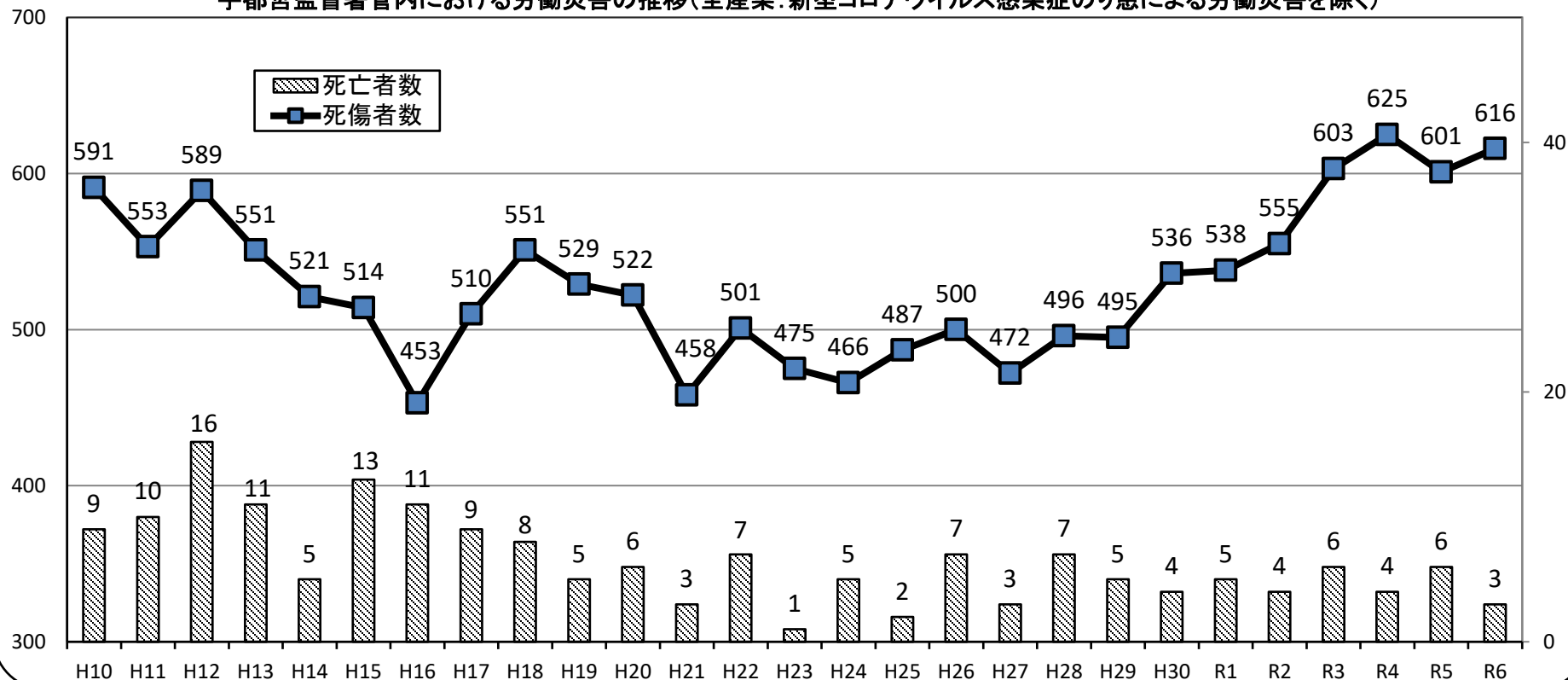
⇒ 業種別における労働災害の発生状況は、運送業や社会福祉施設で大幅に増加。

製造業では「金属製品製造業」を中心に増加した。

また、事故の型としては**墜落・転落の増加が顕著**であり、また、依然として**転倒が多い**。

人数

宇都宮監督署管内における労働災害の推移（全産業：新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）



全産業の事故の型・起因物別〔R 6：宇都宮監督署〕

事故の型・起因物別 労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)(全 産 業)																														
令和6年確定値		宇都宮労働基準監督署																												
事故の型	起因物	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	91	92	99	合	構	前
		原 動 機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	木材伐出機械	動力クレーン	動力運搬機	乗 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉・窯等	電気設備	人力・機械工具	用 具	その他の装置設備	仮設・建築・構築物	危険・有害物	材 料	荷 荷	環 境 等	その他の起因物	起 因 物 なし	分 類 不 能	計	成 比 (%)	年 同 期
1	墜落・転落				1					20	4				1		1	30	2	49			3	1				112	18.2	83
2	転倒						1		1	1	6					8	10	2	110		1	7	3	2	1			153	24.8	167
3	激突									6	4						1	2	4	11		1		1				30	4.9	25
4	飛来・落下				1		2			3		1		1			2	5	1	1		9	1					27	4.4	26
5	崩壊・倒壊									1								1	1			3	2					8	1.3	10
6	激突され					1		1	1	4	2					4	5				1		2	7				28	4.5	29
7	挟まれ・巻込まれ			2	2	1	16		3	15	2					7	2	3	2		3	1						59	9.6	59
8	切れ・こすれ			2		1	8										5	8					2		1			27	4.4	26
9	踏み抜き																		2			1						3	0.5	2
10	おぼれ																													
11	高温・低温物との接触														1			3	1		6	4		7				22	3.6	26
12	有害物との接触																				7							7	1.1	2
13	感電															1												1	0.2	1
14	爆発																													
15	破裂																													
16	火災																													
17	交通事故(道路)									4	40													1				45	7.3	48
18	交通事故(その他)																													5
19	動作の反動・無理な動作									7	1						3	7	2	17		2	26	3	14	11		93	15.1	88
90	その他																			1								1	0.2	4
99	分類不能																													
合計				4	4	3	27	1	5	61	59	1		1	2	1	31	73	18	191	13	25	42	18	24	12		616		601
構成比(%)				0.6	0.6	0.5	4.4	0.2	0.8	9.9	9.6	0.2		0.2	0.3	0.2	5.0	11.9	2.9	31.0	2.1	4.1	6.8	2.9	3.9	1.9			100.0	
前年同期		1		10	4	10	26		2	46	52	3		1		1	13	53	11	228	2	31	29	57	1	20				601

全産業における労働災害の発生状況〔R 7.5：宇都宮監督署〕

令和7年 業種別労働災害発生状況
(令和7年5月末現在)

宇都宮労働基準監督署

	令和6年		令和7年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
全産業計（コロナ除）	209	1	180	2	-29	1	-13.9	100.0
製 造 業 計	45		36	2	-9	2	-20.0	20.0
食 料 品 製 造 業	18		16		-2		-11.1	8.9
繊 維 製 品 製 造 業							±0	0.0
木材木製品・家具装備品製造業	3		1		-2		-66.7	0.6
化 学 工 業	4		1	1	-3	1	-75.0	0.6
窯業土石製品製造業							±0	0.0
金 属 製 品 製 造 業	6		4		-2		-33.3	2.2
一 般 機 械 器 具 製 造 業	3		3	1	0	1	±0	1.7
電 気 機 械 器 具 製 造 業	2		1		-1		-50.0	0.6
輸送用機械器具製造業	1		3		2		200.0	1.7
上 記 以 外 の 製 造 業	8		7		-1		-12.5	3.9
土 石 採 取 業 ・ 鉱 業							±0	0.0
建 設 業 計	26		17		-9		-34.6	9.4
土 木 工 事 業	7		4		-3		-42.9	2.2
建 築 工 事 業	9		6		-3		-33.3	3.3
うち木造建築工事関連事業			1		1		+∞	0.6
そ の 他 の 建 設 業	10		7		-3		-30.0	3.9
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 運 送 業	1		5		4		400.0	2.8
道路貨物運送業・陸上貨物取扱業	26	1	17		-9	-1	-34.6	9.4
林 業	2				-2		-100.0	0.0
農 業 ・ 畜 産 業 ・ 水 産 業			7		7		+∞	3.9
第 三 次 産 業 計	109		98		-11		-10.1	54.4
小 売 業	32		26		-6		-18.8	14.4
社 会 福 祉 施 設	18		16		-2		-11.1	8.9
飲 食 店	11		4		-7		-63.6	2.2

(注) 1.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業4日以上の労働災害件数を集計したもの。
2.死亡件数は内数である。

【5月末現在：労働災害の概要】

- ①全産業計において、29件減と先月とほぼ同数であり、減少傾向を維持。
- ②主要産業である製造業、建設業、運送業、第三次産業の全てにおいて減少傾向にある。
- ③死亡災害は今年3月までで2件発生しているものの、今年度は発生しておらず、死亡災害ゼロを目指す。

STOP! 労働災害2025 (リニューアル版)

STOP! 労働災害2025

(実施期間: 2025年4月1日~2026年3月31日)

宇都宮労働基準監督署管内 安全文化推進運動

【主催者 宇都宮労働基準監督署 主催者 一般社団法人 宇都宮労働基準協会】

労働災害減少目標

【計画の目標】

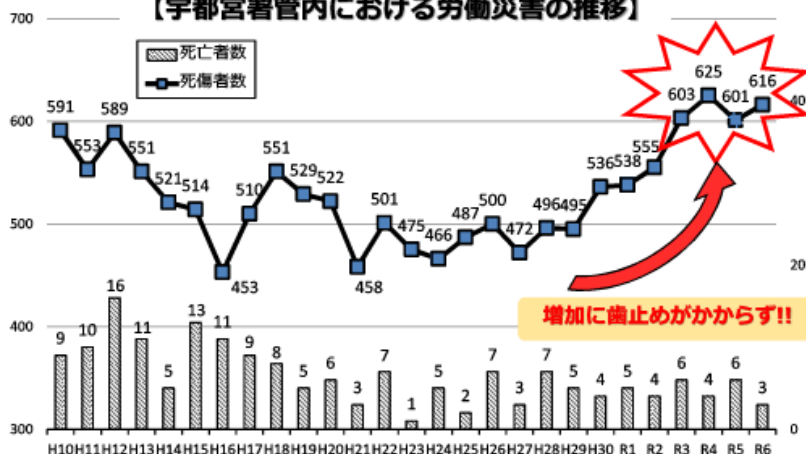
第1. **死亡災害の撲滅!**

第2. **休業4日以上の労働災害を全産業で600件未満に減少させる!**

【専用ページはこちら】



【宇都宮署管内における労働災害の推移】



増加に歯止めがかからず!!

計画の目標達成に向けた『取組事項』

1. 自主的な安全衛生対策の取組み

【取組事項】※全産業対象

- 経営トップによる安全衛生方針の表明
- 年間安全衛生計画の作成
- 「SAFEコンソーシアム」への参加及び取組・表彰制度等の活用
- 「STOP! 労働災害2025」のポスターの掲示
- 労働者参加型の活動の実施
(リスクアセスメントやヒヤリ・ハット報告活動等)
- 安全衛生セミナー等への参加
- 「ゼロ災 愉快だ 宇都宮」のロゴの活用

【ゼロ災ロゴ】



8. 外国人労働者による労働災害の防止

【取組事項】

外国人労働者に対する母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いたわかりやすい方法による安全衛生教育の実施

9. 直近の改正労働安全衛生規則について

【改正内容】●職場における**熱中症対策の強化!**

改正内容は「体制整備」「手順の作成」「関係者への周知」の義務化!

基本的な考え 「見つける」⇒「判断する」⇒「対処する」

【体制整備】

「熱中症の自覚症状がある者」や「熱中症のおそれがある者を見つけた者」が報告するための体制整備



【改正パンフレット】



関係者への周知



【手順の作成】

熱中症のおそれがある者を把握した場合に、
①事業場における緊急連絡網、搬送先の連絡先等
②作業離脱、身体冷却等の重篤化を防止する措置の手順の作成

【対象となる作業】

「暑さ指数(WBGT) 28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

安全衛生支援関係・補助金等のご案内

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン) ~補助金を含む~
- 「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」
- 「外国人労働者の安全衛生対策について」
- 「中小規模事業場安全衛生サポート事業」中央労働災害防止協会 **無料!**
(製造業、鉱業、第三次産業で労働者数概ね100人未満)

【エイジ補助金】



【熱中症ガイド】



【外国人労働者】



【中小サポート事業】



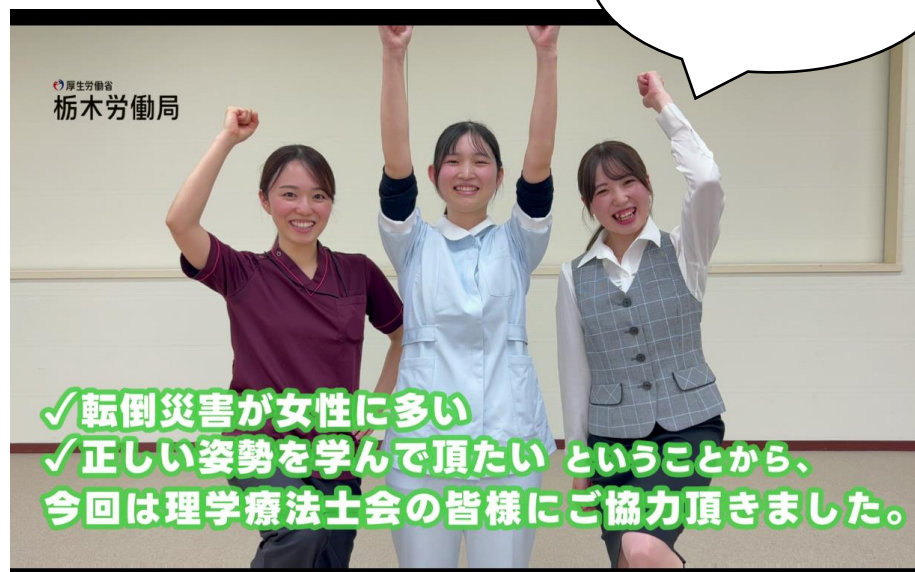
宇都宮労働基準監督署

所在地: 宇都宮市明保野町 1-4
連絡先: (安全衛生課) 028-346-3168

ころばNice（ないっす）とちぎ！転倒予防体操

栃木労働局では、転倒災害の増加を防止するため、「ころばNice（ないっす）とちぎ」をキャッチコピーに、栃木県理学療法士会の監修の下、高齢者でも簡単に実践でき、「体力・筋力面」の維持に効果のある体操を作成！

継続が大事ですよ！



この体操は、栃木労働局の
YouTubeアカウントでご覧になれます。

【からだ・腰】 痛めNice（ないっす）とちぎ！腰痛予防体操

「ころばNice（ないっす）とちぎ」に引き続いて、労働によって生じる腰痛を含めたからだの痛みを未然に防止する体操「痛めNice（ないっす）とちぎ」腰痛予防体操を、第2弾として作成しました！

厚生労働省
栃木労働局

からだ・腰

痛めNiceとちぎ 腰痛予防体操

運動中に痛みやしびれなどを感じた場合は無理をせず中止し、必要に応じて医療機関を受診してください。

また、すでに治療を受けている方は、主治医と相談のうえで運動を行ってください。

痛めNice 01 姿勢を整える

肩甲骨を動かしつつ、腰背になりがちな姿勢を整える体操です。肩を動かす、耳が肩の真上にくる位置を目安に手を肩の上にし、胸を軽く張りながら腰を動かします。お尻が5cm下の丹田を意識するようにしましょう。

回数 10回（開く→閉じるで1回）

痛めNice 02 肩甲骨回し

背から肩の周りの筋肉をほぐす運動です。肩甲骨回りがほぐれば姿勢が改善します。肩に手を添えてゆっくりと回します。この時肩甲骨の動きをしっかりと感じるように動かしてください。方向は回しやすい方でOKです。さつ方は肩甲骨付近に指先を添えましょう。

回数 両に手を添えてゆっくり・大きく10回

痛めNice 03 大殿筋ストレッチ

大殿筋というお尻にある大きな筋肉のストレッチです。片方の足の土にもう片方の足を乗せ、上になつた足の膝をおさえず。そこからゆっくりと上半身を倒してストレッチ。この時、お尻の筋肉が伸びる感覚を感じるように意識して行ってください。

回数 左右20秒～30秒ずつ

痛めNice 04 股関節外旋筋群ストレッチ

歩くことが多い股関節の裏をほぐすストレッチです。下にした足の先と足裏の裏を向き、左足を右足より後ろに引いてストレッチを行います。足がしっかりと伸びる感覚を感じるようにしてください。

回数 左右20秒～30秒ずつ

痛めNice 05 僧帽筋・背筋ストレッチ

肩こり、腰痛に関わる僧帽筋・背筋のストレッチです。クニクニして肩の裏に手を下に向けながら背中を伸ばしていきます。背に手がつかずベストですが、無理のない範囲でOKです。

回数 20秒～30秒ストレッチ

裏面に続く



どれか一つ、二つやるだけでも効果的ですので、無理のない範囲で、継続的に実施しましょう！！

宇都宮労働基準監督署からのお知らせ

【第三次産業などを対象とした安全衛生サポート事業】

費用は
無料です！

中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和5年の労働災害死傷病者数約135,000人のうち、従業員99人以下の事業場でその75%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の事業場を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

是非ご利用ください。

*厚生労働省「職場のあんぜんサイト」(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)参照

<個別支援>

費用 無料

対象 ● 労災保険加入の製造業、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）、鉱業、農業
● 労働者数が概ね100人未満の事業場（工場、施設、店舗、採石場、農園等）

所要時間 2時間程度

1 現場確認で弱点を探し出します

安全衛生専門家が職場にお伺いし、職場の状況や作業の課題点を明らかにしアドバイス等を行います。

2 教育 3 アドバイス

～オンラインでも対応します～

現場確認を参考に職場に必要な教育やアドバイスを実施します。

- 安全衛生の弱点を明らかにし改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付けどころをアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落、転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備のアドバイスを行います。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。



*個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

【Aない声かけ運動！ R7作成版】

えー A ない声かけ運動！



(詳細版はこちら)

“あわてず！” “あせらず！” “あなどらず！”
声をかけ合っていきましょう！

厚生労働省 栃木労働局

増加する転倒や腰痛などの「行動災害」を含め、労働災害の起因となる**危ない行動**を発生させないために、頭文字が「A（あ）」で始まる**“あわてず” “あせらず” “あなどらず”**をキャッチフレーズに、**職場内で声をかけ合っていきましょう！**

○安全を栃木から ～ 「安全第一」発祥の栃木県

1900年代初頭のアメリカで、USスチールのゲーリー社長は、悲惨な労働災害により苦しむ労働者たちの姿に非常に心を痛め、1906年に業界一般の方針「**生産第一、品質第二、安全第三**」から「**安全第一、品質第二、生産第三**」に改めました。その結果、労働災害が減少するだけでなく、生産性も、品質も向上したため「Safety-First」は全米に広がりました。

日本では、古河鉱業足尾鉱毒所（栃木県日光市（旧足尾町））の小田川全之所长が、アメリカから、この考えを持ち帰り、大正元（1912）年に「**安全専一**」を掲げ、「**安全心得読本**」を配布したのがその始まりで、やがて全国に広がっていききました。日本で最初の「**安全第一**」運動です。

また、作業現場での声かけでは、「**ご安全に！**」という声かけが広く知られております。昔ドイツの炭鉱夫たちの間で使われていた「**ご無事で！（グリュックアウフ）**」という挨拶が由来と言われており、日本では昭和28年に兵庫県鉄鋼工場で「**ご安全に！**」が使われ、その後鉄鋼業界を中心に広まったとされています。

時がたち、時代が変わっても、仲間を思いやる気持ちは変わりません。皆さんも積極的に職場のみんなに事故に遭わせないための「**声かけ**」をお願いします。

○安全を栃木から ～ S A F Eアワードで全国1位！

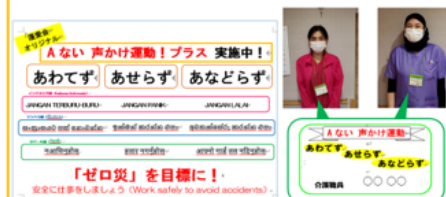
栃木県内に本社を置く社会福祉法人 福祉会は、外国人介護職員も含めた安全衛生対策として「**Aない声かけ運動**」の名札を活用し「**労災ゼロ**」を目指しています。

その取組が、労働災害防止において優良と認められS A F Eコンソーシアムの「**S A F Eアワード**」においてゴールド賞（全国1位）を受賞しました。

この取組は厚生労働省ホームページでも公開され、好事例として全国で活用されています。

■安全衛生対策の「見える化」③Aない声かけ運動■

●外国人労働者も【労災ゼロ】を目指し、法人全体で取り組もう！



社会福祉法人 福祉会

熱中症による労働災害の現状と 防止対策の強化（改正）について

熱中症による労働災害の現状

● **熱中症**とは、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分（ナトリウム等）のバランス異常、体温調節機能の破綻などで生じる障害の総称

【主な熱中症の症状】

熱痙攣
(筋痙攣)

危険度★

熱失神
(めまい、失神)

危険度★★

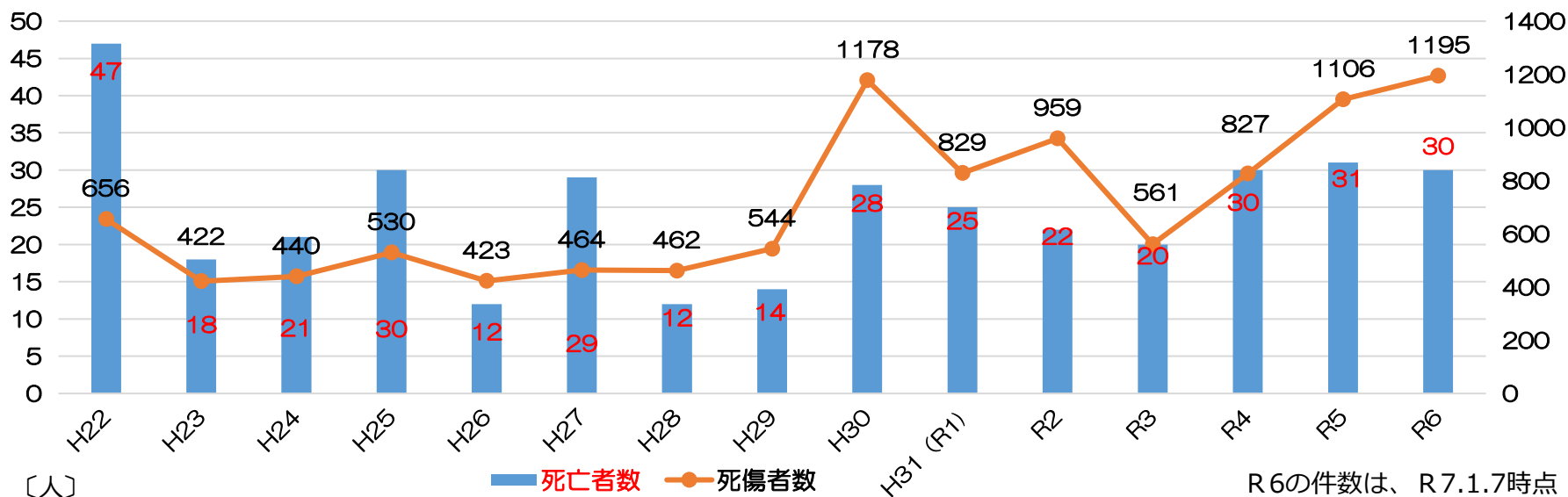
熱疲労
(脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気)

熱射病
(意識障害、多臓器不全、死亡)

危険度★★★

致死率 約80%!!

職場における熱中症による死傷者数の推移〔全国〕



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

【STOP!熱中症 クールワークキャンペーン】

厚生労働省として、平成29年から「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組をすすめています。

◎キャンペーン期間：令和7年5月1日～9月30日まで実施

なお、4月を準備期間とし、熱中症災害が増加する7月を重点取組期間としています。

（別添、リーフレットを参照）

1	<u>暑さに備えた事前の準備</u>	暑さに備えて、事前の「WBGT指数計」の準備やWBGT値に応じた作業計画の策定、冷房設備やミストシャワーなどの設備対策、休憩場所の確保、熱中症予防の教育をすること
2	<u>熱への順化期間の設定</u>	体を慣らすための熱への順化期間を設けること
3	<u>WBGT値、労働者の健康状態及び暑熱順化状況の把握</u>	作業当日のWBGT値を把握した上で、作業開始前に労働者の健康状態及び暑熱順化状況を把握すること。
4	<u>服装などの検討</u>	通気性の良い服を着用すること
5	<u>水分・塩分の一斉補給</u>	のどの渇きにかかわらず、一斉に（始業前・休憩時間）、水分・塩分を補給すること
6	<u>作業時間の短縮</u> <u>・こまめな休憩</u>	暑さに慣れていないときやWBGT値が高いときは、こまめに休憩を取ること
7	<u>緊急事態時の病院搬送</u>	異変が生じたときは、個人任せや一人にしないで（特に7月）ためらわずに病院へ運ぶこと

熱中症対策の強化 改正労働安全衛生規則

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・ 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・ 死亡者の約7割は屋外作業であるため、
気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事
項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、
迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、
以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が
事業者には義務付けられます。

1 【報告の体制整備】

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための
体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

【熱中症発生時の報告先揭示例】



熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者 ○○○○（電話 ○○-○○○○）
代理 ○○○○（電話 ○○-○○○○）

「ひとり作業の場合」

⇒出張作業や配送先などでひとり作業を行っている場合、当該作業を行っている労働者を雇用している事業場に措置義務がある。その際は、本人しかいないため、体調の変化があった際に躊躇することなく報告を徹底する等の体制整備が求められる。

【補 足】

「作業員」

⇒労働者だけでなく、労働者以外の者を含む

「周知方法及び周知範囲」

⇒作業場所の見やすい箇所に掲示、メール送付、文書配布などを、場合によっては複数の手段を組み合わせるにより、確実に周知されていることが必要。周知範囲は基本的に同一作業に従事している者だが、他の作業に従事している者が発見することも想定されるため、広く周知することが望ましい。

「事業者混在の場合」

⇒同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合、元方事業者、関係請負人のいずれにも措置義務は生じる。この場合の周知方法としては、共同の緊急連絡先を定めることなどが考えられる。

2 【必要な措置の実施手順作成】

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

【その他の重要項目】

「回復の判断」

⇒時間が経ってから症状が悪化することをあるため、事前に回復後の作業員に十分理解させるとともに、退庁急変時の連絡体制や対応（本人や家族が救急搬送を要請するなど）定めておくことが重要。

「安全衛生教育」

⇒雇入れ時等の安全衛生教育、職長教育において、今回の改正内容を含めた熱中症対策が含まれること。

【 補 足 】

◎熱中症を生じたおそれがある作業員は、容態の急変があることから、一人きりにさせないこと！

「身体冷却」

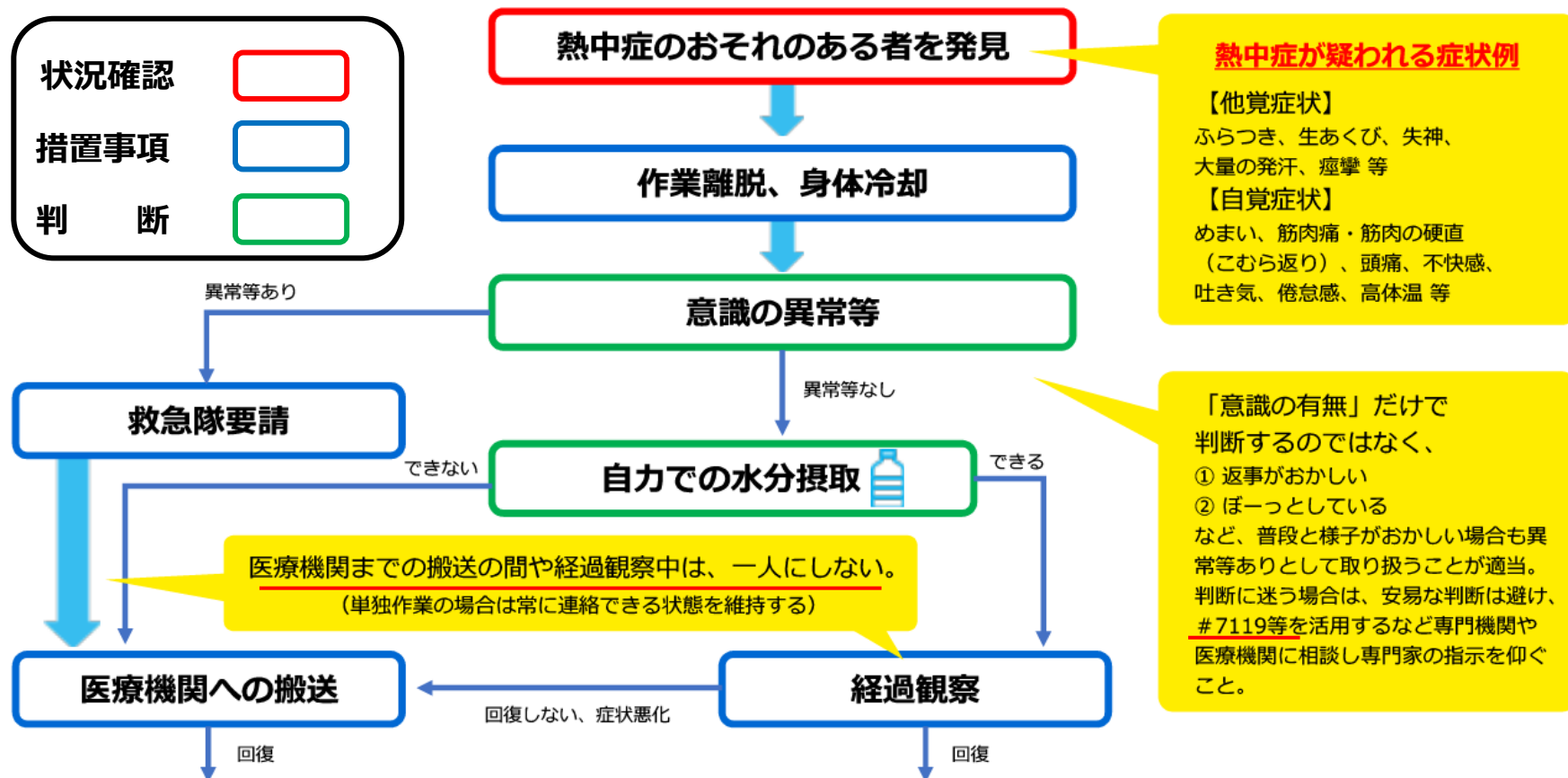
⇒作業着を脱がせて水をかける
十分に涼しい休憩所に避難
アイススラリー（流動性氷上飲料）の摂取 など

「必要な措置の実施手順」

⇒作業場所及び作業内容の実態を踏まえて合理的に実施可能な内容を定めること。（フロー図①、②参照）

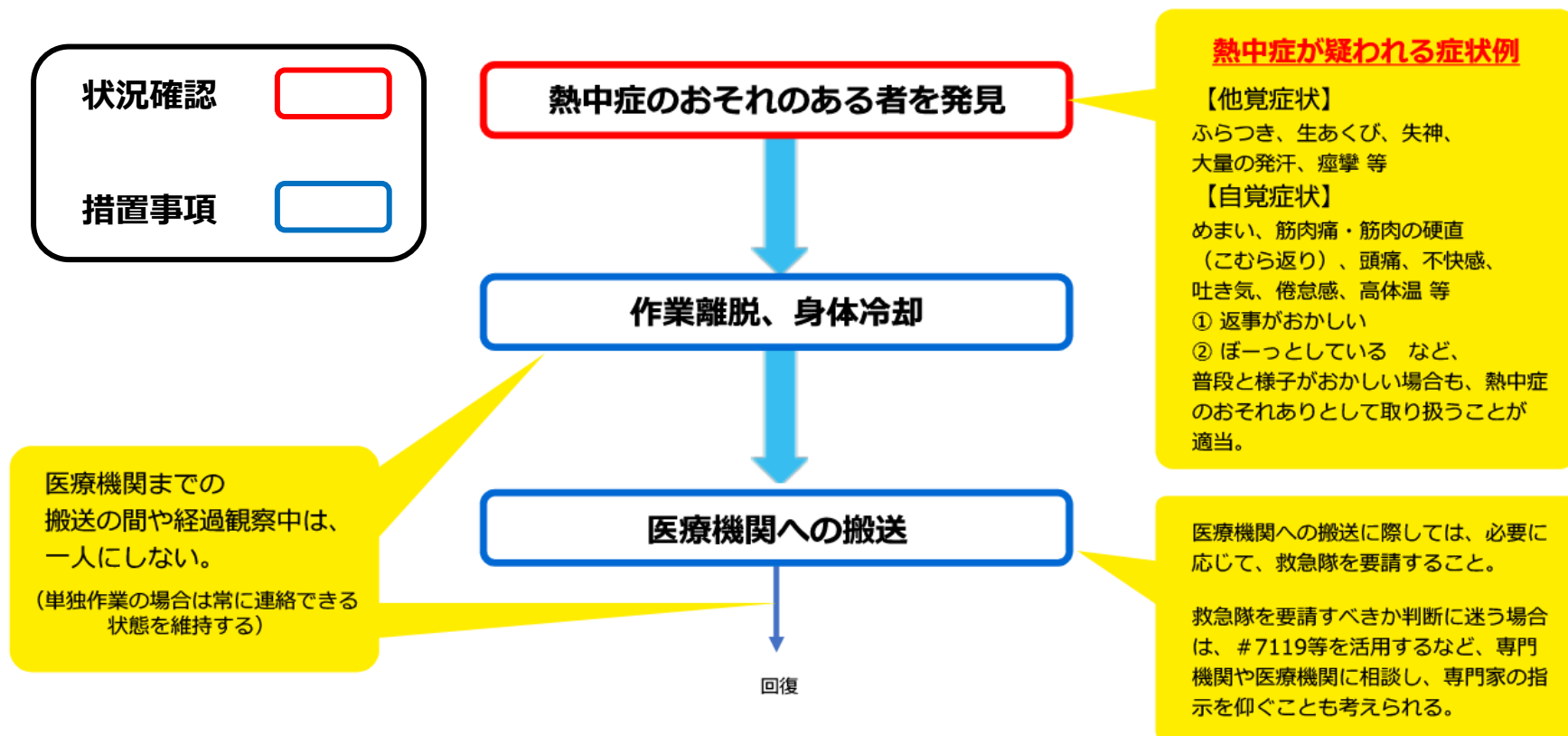
熱中症対策の強化 改正労働安全衛生規則

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①



熱中症対策の強化 改正労働安全衛生規則

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症対策の強化 改正労働安全衛生規則

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業** **【暑熱な場所】**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

【 補 足 】

「対象となる作業」

⇒上記の条件を満たすことが見込まれている作業は、臨時の作業、非定常作業等であっても対象となること。また、講ずべき措置は、作業場ごとに措置を講じ、周知すること。



「WBGT（湿球黒球温度）28度以上又は気温31度以上の場所＝暑熱な場所」

⇒必ずしも事業場内外の特定の作業場所のみを指すものではなく、出張先での作業を行う場合、作業場所から作業場所への移動時、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合なども含まれる。

「暑熱の場所に該当するか」

⇒原則として、作業が行われる場所で、湿球黒球温度又は気温を実測することにより判断！

ただし、通風のよい屋外作業については、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能であれば用いて差し支えない。

労働災害撲滅のため、
今後とも安全衛生対策の徹底を
お願い申し上げます。

ご安全に!!

